

東京都内の路上工事対策五箇年計画

(2023～2027年度)

2023年7月

東京都道路工事調整協議会

1 目 的

東京都道路工事調整協議会では、「東京都内の路上工事対策五箇年計画(2018～2022 年度)」において、『23 区部においては、毎年度、路上工事規制総時間を 80 万時間以下とする』という目標に基づき、工事の調整、路上工事の抑制などに取り組んできた。

その結果、占用企業者をはじめとする関係各機関の努力により、東京 2020 大会開催に向けた関連工事や無電柱化工事などが増加した 2019 年度を除き目標を達成することができた。

また、2022 年度に東京都が実施したインターネット都政モニターアンケートにおいて、路上工事に対して不満を感じている点はないという回答をした人の比率が、2017 年度の 14 % から 2022 年度には 19 % と 5 ポイント増加しており、道路利用者の路上工事に対する不満も緩和されている。

一方で、今後は都市インフラの老朽化対策等による路上工事の増加、東京都の無電柱化加速化戦略を踏まえた電線地中化整備工事の増加等が見込まれていること、インターネット都政モニターアンケートの結果からも工事の必要性等の情報を求める声も高まっていることなど、路上工事の改善、対策については、なお一層重点的に取り組んでいく必要がある。

こうした状況を踏まえ、今般「東京都内の路上工事対策五箇年計画(2023～2027 年度)（以下、本計画という。）」を策定し、23 区部及び多摩部において、これまで実施してきた路上工事対策についての取り組みをさらに充実・強化し、路上工事時間の増加を抑制していくとともに、地域特性や占用企業者の実態等を考慮しつつ、区、市町村の道路管理者との連携を図ることで、多様な道路利用者の不満の解消に努めていくものとする。

2 期 間

2023～2027 年度

3 区 域

23 区部及び多摩部

4 対象道路

東京都内的一般国道及び都道

5 対象工事

車線規制を伴う路上工事

6 目 標

23区部においては、毎年度、路上工事規制総時間を80万時間以下とする

都市インフラの老朽化対策等による路上工事の増加、東京都の無電柱化加速化戦略を踏まえた電線地中化整備工事の増加等が見込まれているが、これまでの路上工事対策の取り組みを更に充実・強化し、各管理者と占用企業者が一体になって取り組み、路上工事時間を80万時間以下に抑制する。

なお、多摩部においては、数値目標は設定しないが、本計画の各取り組みについては、23区部と同様に行っていく。

7 具体的な取り組み

施策1 路上工事時間の管理の徹底

① 工事時期等について道路工事調整手続きによる調整・管理の徹底
道路工事調整手続きにおいて、密な調整を行い、工事時期の調整・管理の徹底を図っていく。

② 工事抑制の実施

毎年度、繁忙期や交通渋滞が予測される期間において工事抑制を実施することで、道路利用者の不満の解消に努めていく。

○ 年末・年始の抑制

年末年始期間においては、繁忙期であることから交通渋滞を防止するため、原則として全面的に抑制を図る。

○ 年度末の抑制

年度末工事の集中化を防止するため、3月中は原則として全面的に抑制を図る。

○ 旧盆期前後の抑制

旧盆を中心として夏の行楽期で交通渋滞が予測される路線及び区間を特定して抑制を図る。

施策2　掘り返し抑制対策の推進

① 共同施工や非開削工法の促進

掘削箇所が重複する工事については、複数の事業者による共同施工を促進していく。また、非開削工法の積極的活用及び新技術の導入を更に促進していく。

② 共同溝・電線共同溝の整備促進

道路の掘り返し抑制に寄与する共同溝及び電線共同溝の整備を促進していく。

施策3　路上工事の改善

① 工事現場関係者のスキルアップ

路上工事対策に関するスキルアップを目的とした講習会などを実施していく。

② 合同パトロールによる路上工事改善意識の共有・高揚

多様な道路利用者の視点に立って、路上工事現場の問題点や好事例の抽出を行い、その結果を路上工事現場関係者に展開し、改善意識の高揚を図ることで、道路利用者の不満解消に努めていく。

③ 優良工事表彰における好事例の公開

路上工事改善に関して高い努力意識と適正な改善成果を挙げたものに対し表彰することにより、路上工事現場の質的向上及び改善意識の向上を目指す。また、好事例をHP等で公開し、広く周知していく。

施策4　路上工事の情報提供改善

① 工事看板や事業説明看板の改善

工事の目的や内容、完成時期などが、道路利用者等に分かりやすい工事看板の作成と設置を実施し、必要性をPRする事業説明看板の設置を促進していく。

② 分かりやすい工事周知チラシによる情報提供

沿道住民・道路利用者へ、分かりやすく漏れのない工事情報を提供するとともに、「路上工事の必要性」、「路上工事対策への取組み」に対する理解促進を図っていく。

③ 情報発信の拡充

路上工事対策の有効性、路上工事の必要性について、W E B サービスを活用し道路利用者に情報発信をしていく。

施策 5 協議会会員以外との連携

① 他の道路管理者との連携

本協議会で行っている施策を他の道路管理者にも展開することで、道路利用者の不満解消に努めていく。

② 沿道開発業者との連携

沿道開発業者へ、国と都と区市町村の占用申請窓口、区市町村の建築申請窓口、各占用企業の申込み窓口にて、「工事の縮減・抑制」、「掘返し抑制」の協力依頼を継続していく。